静岡県知的障害者福祉協会　災害時相互支援実施要綱

（目的）

第１条　地震や台風、豪雨、火山噴火等による災害発生時に、会員施設・事業所（以下「会員」という。）相互に状況を把握し見守り、必要な時には物的人的な応援・支援ができるよう以下のことを定める。

（基本的な考え方）

第２条　各法人や施設・事業所での防災、減災への取り組みの強化とともに、災害の内容や状況によって会員施設・事業所相互の自発的・自立的活動が有効であることを基本的な考え方とする。特に被災直後や協会としての体制が組織し切れない状況下では“お近く”の施設・事業所同士の支援が、また全県レベルの災害や一部地域に限定された災害は、県内の横断的な“お付き合い”による支援が有効である。

（体制）

第３条　見守り・応援・支援（以下「活動」という。）は、フェーズ（局面）別グループ内の会員相互の自主的な活動によって実施されるものである。

　2　災害発生直後から数日程度を『緊急期』としてＡフェーズグループにおいて、災害発生後5日後から1ヵ月程度を『応急期』としてＢフェーズグループにおいて活動を行うこととし、フェーズ別グループは別紙とおりとする。

　3　県内の局地的な地域での災害発生時には、Ｂフェーズグループで活動を行うこととする。

　4　活動に伴う経費負担については、グループ内で協議の上決定する。

（Ａフェーズグループ）

第４条　Ａフェーズグループにおいては、災害発生直後から５日程度の『緊急期』の活動として以下のことを行う。ただし、活動はあくまでも自施設・事業所の対応を優先する。

　（1）直接若しくは電話やメールでの被災状況等の把握

　（2）緊急的な物資（ケガ等の医薬品、飲料水等）の提供

　（3）利用者の対応（一時的な利用者対応等）

　（4）同グループ間での情報発信・共有

　（5）その他、被災会員からの要望で対応が可能なこと

（Ｂフェーズグループ）

第５条　Ｂフェーズグループにおいては、災害発生６日後から1ヵ月程度の『応急期』の活動として次のことを行う。ただし、活動はあくまでも自施設・事業所の対応を優先する。

　（1）電話やメールでの状況把握

　（2）食糧、飲料水及び生活必需品等の提供

　（3）救助及び救援活動に必要な車両や資材等の提供

　（4）救援や災害復旧に必要な職員の派遣

　（5）利用者・職員の受け入れ

　（6）その他、被災会員からの要望で対応が可能なこと

　2　県内の局地的な地域での災害発生時にも、グループ内会員の状況を把握することに努め、必要ならば前項の活動を実施する。

（平時の取組）

第６条　各法人では、法人世話役施設・事業所（窓口としてその施設・事業所の施設長または管理者）を選出しておくこととする。また、グループごとにグループ世話役法人を1法人選出するものとし、世話役の任期は2年とする。

　2　この体制が機能するか否かはグループ内会員の意識及び相互の交流が大切であることから、会員は、平時からグループ内会員相互の関りを深めることに努めるものとする。

（改正）

第７条　本実施要綱の改正は、理事会で協議し取りまとめ、会員総会に報告するものとする。

（附則）

１　本実施要綱は、令和２年４月１日より施行する。

　２　静岡県知的障害者福祉協会災害時の相互応援運営要綱（平成27年４月28日施行）は廃止する。

**別　紙**

フェーズ別グループ表

**Ａフェーズグループ・・・緊急期（災害発生直後から５日後程度）**

|  |  |
| --- | --- |
|  | 法　　人　　名 |
| Ａ-１ | 南伊豆福祉会、伊豆つくし会、駿豆学園管理組合、城ケ崎いこいの里、緑葉会 |
| Ａ-２ | 輝望会、静香会、あしたか太陽の丘、見晴学園、三島市立 |
| Ａ-３ | 富岳会、野菊寮、婦人の園、ふじの郷、ミルトス会 |
| Ａ-４ | 誠信会、信愛会、富士旭出学園、インクルふじ、富士厚生会、富士市社会福祉協議会、  富士市立、富士宮市立 |
| Ａ-５ | 玉柏会、静岡市厚生事業協会、静岡市清水社会福祉事業団、ラルシュかなの家、  恩賜財団済生会支部静岡済生会、庵原福祉会、愛誠会、明光会、健生会 |
| Ａ-６ | 葉月会、富水会、ハルモニア、牧ノ原やまばと学園、焼津福祉会 |
| Ａ-７ | 駿遠学園管理組合、東遠学園組合、草笛の会、和松会、掛川芙蓉会、ねむの木学園 |
| Ａ-８ | 明和会、福浜会、丹穂会、安基インクルージョン、静岡県立磐田学園、磐田厚生会 |
| Ａ-９ | 浜松市社会福祉事業団、天竜厚生会、たちばな会、あそしえ、遠浜会、浜松こども園、  恵会、浜名学園組合 |
| Ａ-10 | 小羊学園、遠江学園、復泉会、ひかりの園、菊水光明会、浜松学園（聖隷）、和光会、  昴会 |

**Ｂフェーズグループ・・・応急期（災害発生６日後から１ヵ月程度）**

|  |  |
| --- | --- |
|  | 法　　人　　名 |
| Ｂ-１ | 南伊豆福祉会、伊豆つくし会、あしたか太陽の丘、葉月会、草笛の会 |
| Ｂ-２ | 城ケ崎いこいの里、緑葉会、輝望会、静岡市厚生事業協会、ひかりの園 |
| Ｂ-３ | 駿豆学園管理組合、静香会、信愛会、ハルモニア、天竜厚生会 |
| Ｂ-４ | 見晴学園、三島市立、庵原福祉会、明和会、浜松市社会福祉事業団 |
| Ｂ-５ | 富岳会、焼津福祉会、小羊学園、遠江学園、あそしえ |
| Ｂ-６ | 野菊寮、牧ノ原やまばと学園、駿遠学園管理組合、丹穂会、恵会 |
| Ｂ-７ | 誠信会、富士市立、静岡市清水社会福祉事業団、安基インクルージョン、浜名学園組合 |
| Ｂ-８ | 富士厚生会、インクルふじ、富水会、磐田厚生会、昴会 |
| Ｂ-９ | ミルトス会、ラルシュかなの家、恩賜財団済生会支部静岡済生会、菊水光明会、復泉会 |
| Ｂ-10 | 富士旭出学園、富士宮市立、健生会、掛川芙蓉会、ねむの木学園 |
| Ｂ-11 | ふじの郷、明光会、浜松学園（聖隷）、福浜会、たちばな会、 |
| Ｂ-12 | 婦人の園、愛誠会、和光会、静岡県立磐田学園、浜松こども園 |
| Ｂ-13 | 富士市社会福祉協議会、玉柏会、東遠学園組合、和松会、遠浜会 |